

# インターフェイス Interface

VOL.

2

2004.6

## CONTENTS

- 〈コラボレーション〉産学連携体験記
- 〈知財セミナー〉知財に関する契約セミナー／利益相反に関するセミナー
- 〈トピックス〉「知的財産に関する学内調査」結果報告など
- 〈ベンチャー〉インキュベーション施設利用者決定
- 〈インフォメーション〉「教職員・学生のための知的財産セミナー」案内・社会連携促進知財本部主催行事案内・「明治大学産学連携ガイドブック」発刊のお知らせなど



明治大学社会連携促進知財本部

## 大学の第3の使命

## 社会連携促進知財本部の取り組みについて

このたび、4月1日に総長兼学長に就任するとともに、本学の知財本部である『社会連携促進知財本部』（以下、知財本部）を担当することになりました。私と産学連携との係りは本学の技術移転機関である知的資産センター（TLO）の設立に関して、主に規程等の制定にご協力いたしましたことに始まります。特に他の大学に先駆けて『技術移転事業等における学外交流倫理に関するガイドラインについて』を作成し、21世紀に本学の産学連携の進むべき方向性を明示したことは学内外に非常に大きな影響を及ぼすことになったと思っております。

### 3つの取り組み

さて、最近は「教育」・「研究」といった大学の使命の他に第3の使命として「社会貢献」が特に注目されています。この第3の使命が今後の大学の評価を決める重要なファクターであることは自他とも認める指標として認知されようとしております。本学も2000年10月設立の「知的資産センター」および2003年7月設立の「社会連携促進知財本部」を中心に産学連携活動を推進しておりますが、知財本部の今後の中期的取り組みについて以下三点について述べさせていただきます。

### 第1 「知財の創出」

これは人文科学・社会科学・自然科学を問わず本学を研究型大学に更に一步脱皮させるため、研究費の学費依存体制からの脱却を図り、積極的に外部研究資金の導入を推進する体制を構築していくたいと考えます。この資金により研究水準の向上を図り、教育へのフィードバックを行うことにより研究・教育のより一層のレベルアップが図れると期待しております。

### 第2 「知財の保護」

第一の研究を推進しても、その研究から生み出される各種知的財産権（特許権・著作権・有体物等）について教職員および学生の皆様の不利益とならない体制を整えていくことが重要と考えます。社会の趨勢として知的財産の取扱には大学と例外ではありません。今後は、研究活動から生み出される知的財産権を保護する体制および規程等の整備を進めてまいりたいと考えます。

明治大学総長兼学長  
納谷 廣美



### 第3 「知財の活用」

現在、知的財産権の活用については知的資産センターで研究活動から生み出された成果を産業界に移転することに終始しますが、今後はインキュベーションセンターの開設と相まって大学発ベンチャーの事業展開の基礎として、知的財産権の活用を行える環境を整えていきたいと考えます。

### 「利益相反」について

一方、知的財産を活用すると、大学の教職員および大学自身が外部から得る経済的利益等と大学における教育・研究上の責任が衝突する状況（いわゆる「利益相反」）が発生する可能性が充分考えられます。この状況に陥らないためにも大学としてのポリシーの作成や体制作りを進めてまいりたいと考えます。

### 3つの課題

また喫緊の課題としては、知財本部を中心として大学として産学連携の方針である「知財ポリシー」や「技術移転ポリシー」の確立を急ぐこと、またインキュベーションセンターを中心に「明治大学発ベンチャー」の起業の支援を行っていくこと、さらには、より一層の研究の推進をはかるため、研究支援の組織等の体制を整備することがありますが、これらについても方針を定め、具体化してまいりたいと考えます。

最後に、明治大学の産学連携のキーワードである「文理融合型の産学連携」を推進するため3キャンパスの壁を取り除き風通しの良い研究環境の整備を図って行きたいと考えておりますので、皆様のご支援・ご協力ををお願いいたします。また、2003年11月の本部発足以来種々の活動にご尽力をいただきました山元洋平本部長（理工学部教授）、本部員および事務スタッフに対し、この場をお借りしてこれまでの苦労の勞をねぎらいたいと思います。

# 产学連携体験記

このコラボレーションのコーナーでは、毎回、「産」と「学」あるいは「地域」と「学」などの連携をご紹介しています。今回は、本学と「edo-valley推進機構」との連携をご紹介します。「edo-valley推進機構」は、千代田区とその周辺地域の活性化と新産業創出を目的とする、民間主導の団体として注目されています。本学は、同団体の設立準備段階から幅広い支援を行っています。都心における新たな産官学連携の進め方を含め、その取り組みをお伝えします。

## 大学



**大友 純**  
明治大学商学院教授

### プロフィール

1985年 明治大学大学院商学研究科  
商学専攻博士後期課程退学  
1986年 日本経済短期大学助手  
1993年 東京都市大学短期大学部教授  
2000年 明治大学商学院教授として現在に至る

### 主な研究テーマ

- ・マーケティング・コミュニケーションの考え方を基盤とした広告理論研究
- ・産業企業におけるマーケティング戦略理論の研究

## 文科系の産学連携

「産学連携」。この書きは、共同研究や委託研究を目的とする企業によって大学に資金や設備といった研究援助を行い、その研究成果を企業が市場価値として具現化するというイメージを想起させます。しかしながら多くの人々が頭の中に描くその様子とは、さまざまな実験道具に満たされた「研究室」で白衣を着た教授や大学院生、学部学生が実験状況を見つめている姿でしょう。まさにそれは「理科系」という大学の研究分野こそが産学連携の対象であるかのように。

しかし大学が企業と連携して研究を行い得る知的資源は、それら理科系分野における技術関連のものだけではないはずです。大学にはいわゆる「文科系」と呼ばれるさまざまな社会科学系や人文科学系の学部が存在します。ここには経済や金融に関する問題はもちろんのこと、現代の人間の意識や文化に関連する社会学的、行動科学的諸問題などに関する研究資源が膨大に蓄積されています。それは理科的な基礎研究や生産技術上の研究課題以外で産官学が抱える組織上の問題すべてに貢献できる研究蓄積であるといつても言い過ぎではありません。ここではそうした大学の文科系分野における知的資源を地域活性化のために利用した事例を述べてみましょう。

## 「勝手に神田の再生案を考える」プログラム

本学の生涯学習機関である「リバティ・アカデミー」ビジネス・プログラムに参加されていた受講生の方々から3年前、「われわれはこれまでマーケティング基礎講座、応用実践講座等に参加してきたが、この知識を活用できるような講座を企画してもらえないか」との意見が寄せられました。これを受けて、さまざまな企業でさまざまな知識や

経験をお持ちの受講生の方が、講座で得たマーケティングという共通の認識基盤をもとに、受講生参加型のプログラムが企画されました。それが2年前に実施された「勝手に神田の再生案を考える」というプログラムです。募集に応じた受講生の方々を、神田の「産業活性化案を作成する」「商業活性化案を作成する」「文化活性化案を作成する」という3グループに分け、約8ヶ月に及ぶ長期の講座となりました。

## 地域における「産・官・学」のスクラン

まず、受講生に神田の実情を把握してもらうために、神田の老舗の蕎麦屋社長、秋葉原の電気店社長、神保町の書店経営者等といった方々に講師役をお引き受けいただきました。これはNPO法人の「神田学会」の方々、および千代田区の暮らし、地域経済、教育、環境といった社会的課題解決に取り組む推進機関である「edo-valley（エドバレー）」の方々の全面協力によって実現したものです。3グループの最終成果の発表は神田の方々をお招きして行なわれました。その様子はさまざまな新聞や広報誌によって一般にも伝えられ、非常に大きな反響を得ました。ここでの成果のいくつかが現在実際に推進されています。この成果を踏まえて、秋から新たに「箱根」をテーマに同様のプログラムを企画中です。このプロジェクトに関しても、明治大学OBでもある現町長さんも含めて、箱根の方々の全面的な協力を得て行なわれることになっています。

## さまざまな地域の「知」の広がり

また明治大学の知的資産センターには、地理的な条件から大学等の高等教育を受ける機会のない地元の方々や多くの機関から、技術支援や事業シーズの提供、適隔地教育プログラムの提供を望む声が寄せられています。そこでは特に地域商業の活性化や中小企業の経営支援に繋がるようなプログラムが望まれており、まさに大学の有する経営学や地域経済学、マーケティング論、商業経営論、中小企業論等々、文科系学部の多くの知的資源が適用されるでしょう。

こうした地元機関や個別企業から現状の課題に関する多くの情報が大学の研究者に与えられるならば、理論的な可能性を前提とする現実的な政策案や戦略案が多数提供できる可能性を秘めています。要するに、「産学連携」という範疇において、白衣は着ていなくても、実験道具に満たされた研究室でなくても、十分にその成果は求められるのです。



連携教育プログラムの様子  
(長野県飯田市)



「リバティ・アカデミー」ビジネス・プログラム  
「携手に神田再生委員会」講座風景

## 地域

**プロフィール**  
1969年 国学院大学経済学部卒業  
現在 株式会社ミイレー代表取締役社長  
東京都印刷工業組合常任理事など多数の役職を務める



米倉 伸三  
edo-valley推進機構会長

### 地域の声から生まれた「エドバレー」

平成15年4月に都心ではじめての、民間主導の産学連携組織「エドバレー推進機構」が発足して早一年が過ぎました。

一年間の準備を経て始まったエドバレー推進機構の活動は、手探り状態の域を脱しているとはいえない段階にあると、会員の多くは認識しています。

しかしながら実際に産声をあげてみると、エドバレーを取り巻く周辺の事象の様々な場面で、社会的な要請があつたのだと再確認することがあります。

わが国の産学連携は、その多くが地場産業の振興にかかるもので、明確な地場産業が存在してこそ、という面が強いために思っています。そしてその多くが技術的なシーズの事業化に、焦点があてられているように感じます。ですから、産学連携の産も学も理工学系を中心とした取り組みが大半を占めているようです。

### 新たな地域産業政策の必要性

エドバレーが活動している、千代田区を中心とした都心に、先端産業の孵化を担う地場産業的な産業集積があるのだろうかという点は、行政や民間の中にある疑問であるように思います。確かに千代田区の伝統的な産業である印刷、繊維の工業団体を統轄する千代田区工業団体連合会や、神保町周辺の出版・編集業が存在していますが、次世代を牽引するには少々力不足であると思われます。

その一方で平成15年版「首都圏白書」(国土交通省)によれば、千代田区北東部(神田・秋葉原・お茶の水・神保町・九段下)にソフト系IT産業の集積が高まっているという報告もあるようです。

この報告書のソフト系IT産業とは、情報処理サービス(477社)、ソフトウェア(891社)、インターネット関連サービス(265社)のことをしており、これらの集積度

は渋谷のビットバレーを凌ぐ勢いであるとのことです。

このように数字をあげて見ても、千代田区北東部にソフト系IT産業が集積している実感に乏しいのが実際です。それは、これらの企業がそれぞれの条件の下、必要に応じて立地を決めているからで、これと言った産業政策が在るわけではないのがその理由と考えます。

### 産学連携「くらし」の視点

産学連携「くらし」の視点とは、前述のようにソフト系IT産業の集積もさることながら、都心には金融、マーケティング、デザイン、特許など産業の基盤を支えるあらゆる資源が高集積していると同時に、最大の市場を抱えていることを念頭に置いての言葉です。

3300万人の首都圏は、わが国最大の市場ですから、そこで生活する人々の多様なくらしはニーズそのものです。このニーズに応えてこそ商品化の実現があり、明確な「文」と「理」の区別もないくらしへの対応力が問われているのだと考えます。これこそが産学連携や産学官連携の目指すべき在り方の一つであるように思います。

そのような観点から都心における産学連携は、科学や技術の成果のみを追求するのではなく、社会科学や人文科学の成果をあわせながら市場のニーズにいち早く対応する、「文理融合」を共通の認識にしたいと思います。

### 明治大学への期待

特に明治大学では伝統的に社会学や人文学などの領域において、先駆的な成果を上げてこられており、周囲の期待も大きいものがあります。エドバレーでは、まちづくりや産業観光、産業政策にかかる分野で、すでに明治大学の幾人かの先生方の指導の基にワーキンググループを立ち上げており、行政的にもその成果には大きな期待が寄せられています。

特に来春、秋葉原ではクロスフィールドの竣工を控え、産業観光の拠点化を図ろうという動きがあります。エドバレーではこれらを先導する取り組みとして、貴大学商学部大友純教授をリーダーとするワーキンググループを発足させました。秋葉原で起業を目指す若者や観光財団、商工会議所、地元の業界の方々など多様なステークホルダーが一堂に会して議論を始めることになります。

このような取り組みを手がかりとして、エドバレーにおける明治大学との協働が、文理融合モデルケースとなり得るように努力を重ねてゆきたいと考えています。

連続  
2回目

## 知財に関する契約セミナー（入門編）

今回は、産学連携関連の契約には、必ずといってよいほど規定される、機密保持義務の内容とその実務上の留意点について解説します。

### 産学連携の深化には、機密管理が必須

本格的に、企業と密接に連携して、共同の実を挙げようすると、避けて通れない問題は、機密情報の管理です。

例えば、共同研究の場合、その成否は、自己の分担している研究事項の進捗状況、内容等の交換をどの程度自由に忌憚なく行うことができるか否かにかかっています。これを支えるのが、契約書の秘密保持条項であります。

機密保持条項は、通常、次の4項目からなっています。

#### ① 善良なる管理者の注意義務による情報管理

いわゆる「漏洩」をしないということ。大学の場合、人の出入りが激しいので、とくに適切な措置が必要です。具体的な管理手法については、後述します。

#### ② 第三者への開示禁止

契約では、情報の開示を受ける当事者は大学・企業ですが、現実に開示情報を使用するのは、大学・企業の教職員・従業員となります。契約は、理論上は大学・企業の法人を拘束するのみで、教職員・従業員個人が、個人レベルで、相手方企業・大学に対して契約上の責任を負うことはありません。すると、現実に情報を利用する教職員・従業員が第三者に漏洩したとしても、契約上の責任を負わないことになって、おかしなことになります。

そこで、契約では、通常、情報を利用する教職員・従業員を制限する（共同研究の研究担当者を明示する）と同時に、当該教職員・従業員に対し、大学・企業と同様な秘密保持義務を負担させるような条項をいれます。たとえば、

「大学・企業は、秘密情報を教職員・従業員に開示するにあたっては、それら教職員・従業員に対し、あらかじめ本契約内容を周知徹底させ、これを遵守させることに、一切の責任を負う。」

といった内容の条項が入ります。

ここで、留意すべきことは、学生の問題です。契約書にも記載がない場合には、通常、学生には開示できません。

企業との共同研究は、教職員のみで実施するのがトラブル防止上よいのですが、止むを得ず、学生を研究者に加える場合には、予め、契約段階で相手方の同意を得た上、大学と学生の間で、秘密保持契約又は誓約書（秘密保持義務のほかに、大学が負っている、成果についての帰属等の遵守義務を含める）の締結又は提出が必要となります。

#### ③ 研究目的のみの使用（目的外使用の禁止）

「研究目的」は、相手方企業との共同研究の目的を指します。独自研究や他の企業との共同研究に使用することは、通常、禁止されます。商業的利用は、もちろんできません。

#### ④ 相手方情報に基づく発明・考案の相互協議

発明行為自体は単独でなされたとしても、相手方情報に基づいた場合、その取り扱いは、協議の対象となります。

大学の発明を、公開前に企業に開示する場合にも、必ず、この条項を付した秘密保持契約を結び、開示先の企業が勝手

柴田 義弘

明治大学 社会連携促進知財本部  
知的財産マネージャー  
元三菱化学(株)知的財産部 主席次長



に改良発明を出願するのを防止しましょう。

次に、この機密保持義務を遵守するための実務上の留意点を説明します。

### 機密管理すべき情報は、文書の形で特定

機密保持の範囲は、原則として、相手方から提供される技術上及び営業上の情報です。

#### ① 文書によるもの

「秘」、「機密」、「○○社機密情報」等と表示します。

#### ② 口頭によるもの

後日、議事録を交換し、文書の形で特定します。

### 不正競争防止法に規定の「営業秘密」として管理

相手方企業から開示される機密情報には、不正競争防止法に規定の「営業秘密＊」に該当するもの多く含まれるでしょう。企業は、当該機密情報を、「営業秘密」として管理しています。従って、大学も、当該機密情報を「営業秘密」として管理することが望まれています。

＊「営業秘密」の要件は次の3つです。

- イ 秘密として管理されていること（秘密管理性）
- ロ 生産、販売その他の事業活動に有用な技術情報または営業上の情報であること（有用性）
- ハ 公然と知られていないこと（非公知性）

さて、不正競争防止法は、「営業秘密」として法的保護を受けるにはどのような管理をすればよいとしているのでしょうか？一言でいえば、

「大学の教職員、学生および大学外の第三者からみて、秘密に管理されていることを客観的に認識できるような状態で、管理されること」

が要求されます。具体的には、

- ① 規則などで営業秘密に関する規定を設ける。
- ② 営業秘密の収納、保管、破棄方法などを規定する。  
例えは、⑧の判を押す、あるいは保管庫には施錠する等。
- ③ 営業秘密のアクセス者を制限する。

などが挙げられます。

本学では、「技術移転事業等における学外交流倫理に関するガイドライン」（2000年10月16日理事会承認）において秘密保持が規定されているほか、社会連携促進知財本部作成の「教職員のための産学連携ガイドブック」に、具体的な管理手法が記載されています。入手ご希望の方は、知的財産センター事務室までお問い合わせ下さい。

# 利益相反に関するセミナー

前号(2004年3月1日号)では、利益相反の意味や社会連携活動に利益相反の状況が不可避であることをご説明しました。今回のセミナーでは、①利益相反が実際にもたらす弊害と②利益相反の状況が作り出す外観について、考察を加えたいと思います。

鳥生 裕



明治大学 社会連携促進室財本部  
知的財産マネージャー  
あゆさ監査法人 知的財産戦略室  
シニアマネージャー/公認会計士

## ①利益相反が実際にもたらす弊害

利益相反の状況を「社会連携活動に伴って、個人的責務や個人的利益を受け入れ、結果として、本来の大学の責任や利益と衝突しているように見える状況」と定義するならば、利益相反の状況は、次の図のように整理されます。

衝突の状況	個人的責務	個人的利益
大学の責任	ケース1	ケース2
大学の利益	ケース3	ケース4

この概念図に従って、先ず、利益相反がもたらす弊害について、事例を用いて解説します。

### ケース1

A教授は、B企業の技術顧問に就任している。この度、過去に行なったB企業への技術指導の内容に、他社の特許権を侵害する内容が含まれていたことが判明した。A教授は、その訴訟対応のため、授業を複数回連続して休講した。

### ケース2

A教授は、過去にB企業に就職していた。この度、B企業の元上司から、新製品の性能について実験を依頼された。A教授は、複数考案される実験方法の中から、B企業に最も有利なデータを引き出せる実験を行い、元上司に報告した。

### ケース3

A教授は、B企業の技術担当取締役に就任している。この度、B企業からの依頼にもとづき、B企業が全ての出願費用を負担することを条件に、自らが行った発明を無償で開示することに同意した。

### ケース4

A教授は、個人としてB企業に対し技術指導を実施しており、多額の報酬を得ている。この度、A教授が発明した特許権を、B企業に対し、独占的な実施権を低廉で付与するように主張し、大学に契約を締結させた。

上記の例では、A教授は、個人的責務や個人的利益を優先させ、大学に求められている教育や研究の責任や大学の利益を犠牲にしています。

もし、A教授が、社会から注目されている非常に有名な教授であり、そのため、新聞やマスコミ等で詳しく報道された場合には、本学の信頼(インテグリティ)や評判(ブランド)に傷が付く事態に至ることも想定されます。

## ②利益相反の状況が作り出す外観

今度は、利益相反の状況が作り出す外観(アピアランス)について考えてみたいと思います。

### 外観の事例

A教授は、大学発ベンチャーであるB企業の取締役に就任した。この度、B企業は株式公開に成功し、A教授はストックオプションにより20億円の個人的財産を得た。

読者の皆さんには、A教授に対し手放して賛同することができるでしょうか?

A教授には、利益相反と見られる状況が存在しています。利益相反の状況とは、A教授が大学人ととしての行動と個人としての行動の両面を同時に有しており、大学から教員としての本俸を受領している一方で、個人でB企業から取締役報酬やストックオプションの対価を受領しているという外観(アピアランス)のことを言っています。

仮に、A教授が、大学の責任や大学の利益を犠牲にして、個人的財産を得たのであれば問題です。例えば、担当している授業を何回も休講し、大学に帰属する発明をB企業へ無償で譲渡したケースです。

上記とは反対に、A教授は、以下に記載する内容を大学に常に報告し、大学がA教授の活動を定期的に把握していたのであれば、大丈夫と言えそうです。

- 1) A教授は、B企業の取締役に就任する際に、学部長や大学に対し、報告していたこと
- 2) A教授は、技術担当取締役に就任したが、非常勤であり授業等を休講することはなかったこと
- 3) A教授は、B企業に対し大学で培った技術を移転する際には、全て大学を通して契約を締結していたこと
- 4) 大学は、B企業に対し、共同研究や技術移転に際し、特別な優遇措置を行わなかったこと

大学としては、A教授の活動について、大学の信頼や評判に対し弊害が生じないように、可能な限り事前に利益相反の状況を把握し、個別具体的に管理することが求められています。

### 大学に必要な利益相反管理の要素



# 「知的財産に関する学内調査」について

社会連携促進知財本部は、2003年度の大学知的財産本部整備事業活動の一環として、(株)日本総合研究所の協力を得て、全専任教員(教授・助教授・専任講師)を対象に、「知的財産に関する学内調査」を実施しました。この調査の目的は、(1) 本学教員の知的財産に関する活動及び認識度の把握をするとともに、(2) 産官学連携活動を推進していくうえでの意見や要望をお伺いし、(3) それらを踏まえてより実効性の高い支援活動を展開することあります。

調査が、学年度末あるいは学年度始めのご多忙な時期と重なったにもかかわらず、200名を超す皆様から貴重なご回答をいただき、誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

## 知的財産に関する学内調査の結果(概要)

### 1 回答率等について

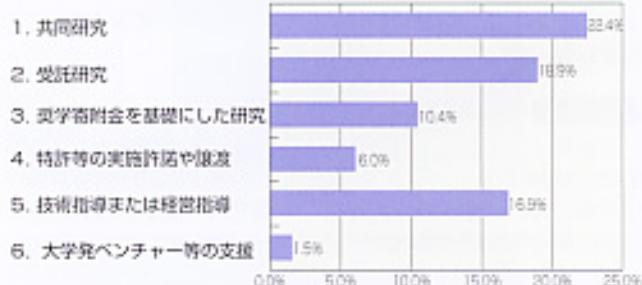
全回答数は201、回答率は29.0%で、当初の予想を超える回答を得ることができました。学部別では、理工学部が51.4%、続いて農学部が39.5%と理系2学部が高い回答率となっています。文系の各学部においても約20%の回答があり、知的財産に関する高い認知度と関心を示す結果がでています。

学 部	教員数※	回答数	回答率	○調査期間
法学部	74	14	18.9%	<第1次調査>
商学部	96	22	22.9%	2004年3月15日～3月29日
政治経済学部	99	15	15.1%	<第2次調査>
文学部	106	23	21.7%	2004年4月14日～4月23日
理工学部	146	75	51.4%	
農学部	76	30	39.5%	※調査教員数について、調査が複数年度に渡って実施されたことや、短期大学の新設および新学部設置等の事情により、対象母集団の人数に若干の変動がある。
経営学部	61	14	23.0%	
情報コミュニケーション学部(旧短期大学)	34	8	23.5%	
合 計	692	201	29.0%	※教員数は2004年5月1日付の専任教員・助教授・講師の数

### 2 教員の社会連携活動について

この項目では、他研究機関等(他大学・研究機関)との連携活動、企業との連携活動、その他の活動として研究成果の論文・学会発表等に関する調査を行いました。なかでも、企業との連携については、共同研究の経験を有する回答が22.4%、受託研究が18.9%、技術又は経営に関するコンサルティングが16.9%などと高い比率となっています。特許等の実施許諾や譲渡については、まだ12人、6.0%に止まる結果となっています。

#### 企業との社会連携活動について



#### 社会連携促進知財本部長のコメント

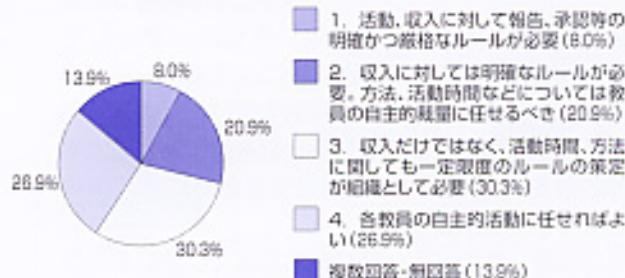
この学内調査は、本学が産業界をはじめ広く社会との連携を進めるうえで貴重なデータであり、今後の連携活動の推進に当たり、有効に活用して参る所存です。現在作成中の知的財産に係わる基本ポリシー、特に「利益相反ポリシー」は、大学として避けることができないものであり、皆様方と十分コンセンサスを図り、透明性の高いレベルの策定に努める所存ですので、ご支援、ご協力の程お願い申し上げます。

### 3 利益相反について

利益相反は、大学の知を社会に還元して、企業等との様々な連携、ベンチャー企業の立ち上げ・支援等多様な産官学連携を推進していくうえで「不可避の事象」となっています。

この項目の中で、活動を通じての「収入」や「相応の時間負担を要する」ことについてのルールに関しては、「各教員の自主的活動に任せればよい」が26.9%、「活動時間、方法に関する一定限度のルールが組織として必要」が30.3%、「収入に対しては明確なルールが、その方法、活動については教員の自主的裁量に任せるべき」が20.9%と意見が分かれる結果がでています。

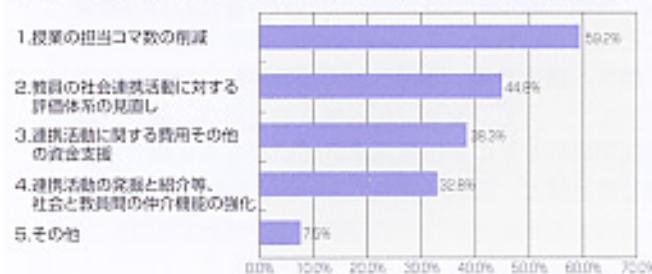
#### 利益相反に関するルールについて



### 4 社会連携活動推進のための組織的な支援について

この項目の中で、「授業の担当コマ数の削減」を望む回答が59.2%と最も多いため注目されます。続いて「社会連携活動に対する（人事評価を含む）の見直し」が44.8%、「連携活動に関する費用その他の資金の支援」が38.3%の順となっています。

#### 社会連携活動推進のために必要と考える本学の組織的支援の内容



### 5 知的資産センターの存在・役割及び利用について

TLOである知的資産センターの「存在、役割ともよく知っている」が44.8%、「存在は知っているが、役割は知らない（今回知った）」が30.3%となっており、70%を超える教員から認知されている結果となっています。しかし、「知的資産センターを利用したことがある又は関連行事に参加した経験がある」が28.5%となっており、活動内容についてはまだ十分なコンセンサスが形成されていない結果となっています。

### 6 本学の社会連携活動推進体制について

「社会連携促進知財本部」の機能に関しては、「知的財産に関する学外情報の収集及び教職員への提供」が49.8%、「知的財産に関する戦略の策定及び研究支援の企画」が49.3%、「知的財産の管理保護」43.3%の3つの機能が重要との回答となっています。

また、知的資産センターの今後強化する期待については、「企業の連携ニーズの発掘機能」が33.8%と一番高くなっています。

#### 社会連携促進知財本部・知的資産センターへの期待について



# AUTM(米国大学技術移転管理者協会)のセミナー及び総会に参加して

小澤 芳明

知的財産センター事務室

2003年夏に、JETRO(日本貿易振興会)が主催する「TLOライセンシング・アソシエイト研修プログラム2003年」に参加した際、研修の一環として、AUTMの「新規ビジネス開発コース」を受講した。また、当大学が文部科学省から採択を受けた「大学知的財産本部整備事業」に係る調査研究を目的として、本学知的財産マネージャーの常泉氏とともに2004年AUTM年次総会に出席した。

私が出席したセミナー及び総会では、いずれも世界各国から多くの参加者を集め、技術移転の先駆者による有意義な講習が行われた。参加者それぞれの職種や経験も大きく異なるため、専門分野ごとにビギナーからベテランまで各人が知識を吸収できるよう、バラエティに富んだ講座が設定されていた。

特にライフサイエンス系の技術移転方法や大学発ベンチャー企業設立支援のノウハウ等に関するものが多く、移転活動の中心はそれらの分野へ移行しつつあることが感じられた。また、小規模技術移転組織の運営に関する講座や国・地域ごとの技術移転の特色を話すパネルディスカッションも用意されており、通り一遍の成功事例をそのまま適用すればいかなる組織でも成功できるほど、問題は単純でないことも認識できた。

AUTMは、技術移転に関する基本的ノウハウを導入したい組織及び個人にとっては大変有効であるため、機会を見て参加されることをお勧めしたい。本年度のAUTMセミナーは2004年9月19日~21日までシカゴで開催される。また、年次総会はアリゾナ州フェニックスにて2005年2月3日~5日まで開催される。それぞれの概要及び参加申し込み等は以下のホームページを参照して欲しい。

<http://www.autm.net/meetings/upcoming/index2.html>

## AUTMとは

Association of University Technology Managersの略称であり、知的財産を管理している大学等の技術管理者から構成される米国に本部を持つ非営利組織である。日本では、「米国大学技術移転管理者協会」の名称で呼ばれている。

この組織は、30年前にわずか7名からなる大学技術移転関係者の特許及び技術移転等の問題を話し合う場として設立されたが、今では、世界中の1,500以上の大学、研究機関、医大付属病院、企業及び政府組織を擁する会員数3,200名以上の規模へ成長を遂げている。

AUTMの使命は、設立当初から「教育、トレーニング及び情報伝達を通じて、世界規模の学究的技術移転を促進、支援及び増大させること」としており、技術移転業務担当者のよき研修及び情報交換の場となっている。

年次総会のポスター SESSION



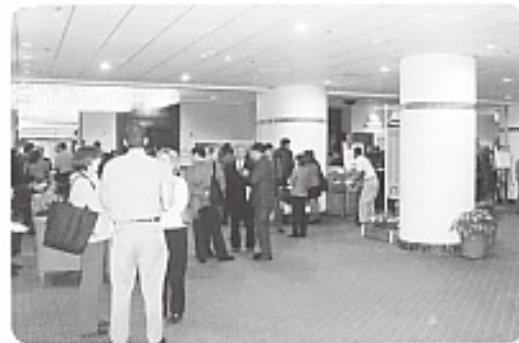
セミナー風景



年次総会会場入り口にて（中央筆者）



休憩時間（会場ロビーにて）



# インキュベーション施設利用者決定

明治大学発ベンチャーの拠点として開設された「インキュベーション施設」の第一次利用者が決まりました。

今回、書類選考およびプレゼンテーション選考を経て利用が決まった事業は以下のとおりです。事業概要と併せてご紹介します（順番は申込届出順）。

## <インキュベーション施設の利用目的>

- 研究成果などの知的財産を活用したベンチャー企業の起業
- 知的財産の活用により設立した起業して間もないベンチャー企業支援

## <利用対象者>

- ベンチャー企業の起業を目指す本学の教職員、院生・学生
- 専任教員と共同して本学の知的財産を活用する民間企業等の方



インキュベーション施設前の交流サロン

## 事業の概要の紹介

### 大型施設向けのIP電話サービス提供

現在普及し始めている家庭用IP電話を「SIP」という通信規格で企業用に応用します。通信費の大削減だけでなく、例えば、「Oh-o!Meiji」プロジェクトや携帯電話への連携など、電話という媒体を軸に、今までにない通信コミュニケーション手段を研究・実現します。大学発ベンチャーという特性を生かして、病院・学校・市町村などの公共施設向けに、低価格で安心なサービスを提供していきたいと考えています。

■利用責任者 安藤 伸治 政治経済学部教授

### 画像処理のための超小型PCクラスタマルチCPUマシンの開発

インテリジェント（感知、判断、対処をすべて自ら行う機能のこと）システムを使った高速画像処理技術の実用化研究を行います。携帯電話およびインターネットコミュニケーションを介した防犯・介護システムなどの省力化・効率化を提供します。

■利用責任者 小野 治 理工学部教授

### 地方分権時代のまちづくり支援システムとツールの開発

住民参加型の街づくり支援システムを提供します。地方自治体への権限委譲や新制定の「景観法」を背景に、多くの地方都市は新しい街づくりの枠組や住民の合意形成の推進に取り組んでいます。各都市の景観や街並をGIS\*を用いてデータベース化し、3次元画像処理を通して誰でも容易に街の将来ビジョンを描ける体制を整えます。NPOによる街づくりに対してもコンサルティングを行います。\*GIS：地理情報システム

■利用責任者 小林 正美 理工学部教授

### 建築廃棄物の低環境負荷・高付加価値型再資源化技術開発

建築廃材のリサイクルシステムを提供します。大学を中心に、多数のパートナー企業と連携し、解体設計\*からリサイクルまで一貫した事業を展開することにより、効率的なシステムを構築します。

\*解体設計：リサイクルが可能なように、計画的に解体する手順の設計を行うこと。

■利用責任者 小山 明男 理工学部専任講師

### 日中人材ビジネス・システムの研究・開発

日中のビジネス交流の一層の増進のための翻訳・通訳業務、ビジネス視察の支援、日中ビジネスの調査や情報提供と、留学生・ビジネスパーソンの能力開発のための研修及び日中間の人材紹介、HRM（人的資源管理）コンサルティング等に関する人材ビジネス・システムの研究・開発を行います。またそれを支えるITオペレーション・システムの研究・開発も行います。

■利用責任者 根本 孝 経営学部教授

なお、本施設について、利用者の2次募集を予定しています。利用申込の開始は7月中旬、選考は9月上旬頃の予定です。詳細については知的資産センター事務室（TEL 03-3296-4327）までお問い合わせください。

## 社会連携促進知財本部主催「教職員・学生のための知的財産権セミナー」

新聞・ニュース等でも報道されている通り、現在、世界的なプロパテント（特許重視政策）時代が、本格的に到来しています。大学においても企業等との共同研究や受託研究を行う際は、結果として生じる知的財産に関し、その帰属・性質等についての知識が必要不可欠となっております。

社会連携促進知財本部では、企業等との連携に際して重要となる知的財産権に関するセミナーを、教職員・学生を対象に開催します。特に、共同・受託研究に直接携わる、あるいはそれに付随する業務に携わる教職員の皆様のご参加をお待ちしております。

対 象	本学の教職員・大学院生・学生
内 容	このセミナーでは、次のポイントについて分かりやすく説明します。 ①企業等に対する特許権等の技術移転に関する手続等の基礎知識 ②本学の知的財産ポリシー

同一の講座を生田キャンパスで2回、駿河台キャンパスで1回の開催で実施致しますので、ご都合のよろしい回にご参加ください。

テーマ	講 師	日時・場所(同一テーマについて3回実施します)	
		生田校舎 (中央校舎2階第1会議室)	駿河台校舎 (アカデミーコモン7階会議室)
産学連携の進め方と大学における知財戦略	あすさ監査法人／公認会計士 本学知的財産マネージャー 鳥 生 裕 他	6/11(金)、6/17(木) 14:40~16:30	6/22(火) 14:10~16:00
産学連携の留意点 —秘密管理と利益相反—	元 三菱化学(株)知的財産部主席次長 本学知的財産マネージャー 柴 田 義 弘 他	6/25(金)、7/1(木) 14:40~16:30	7/7(水) 14:40~16:00
企業との契約基礎知識と 契約時の留意点	元 三菱化学(株)知的財産部主席次長 本学知的財産マネージャー 柴 田 義 弘 他	7/22(木)、7/23(金) 14:40~16:30	7/16(金) 14:40~16:00
発明発掘から 強い特許確立まで	■詳細が決まりしだい、HP ( <a href="http://www.meiji.ac.jp/tlo/">http://www.meiji.ac.jp/tlo/</a> )、ポスター掲示等により お知らせします。	10/8(金)、10/21(木) 14:40~16:30	10/15(金) 14:40~16:00
研究と特許情報検索と活用	■内容は今後変更となる 場合があります。	10/22(金)、11/18(木) 14:40~16:30	11/10(水) 14:40~16:00
成功例と失敗例に学ぶ 産学連携のキーポイント		11/5(金)、12/2(木) 14:40~16:30	11/25(木) 14:40~16:00

### ■ お問い合わせ・申し込み方法

[駿河台] 知的資産センター事務室（アカデミーコモン7階）  
TEL 03 (3296) 4327

[生 田] 知的資産センター生田分室（中央校舎3階）  
TEL 044 (934) 7637

[E-mail] [tlo@mics.meiji.ac.jp](mailto:tlo@mics.meiji.ac.jp)

E-mail、または知的資産センター事務室へ  
直接お申し込みください。

上記6講座に特許法概論を加えた集中講座を、  
9/14(火)～9/16(木)に開催予定です。  
詳細は決まりしだいホームページ (<http://www.meiji.ac.jp/tlo/>)、  
ポスター掲示等によりお知らせします。



# 社会連携促進知財本部主催行事のご案内

## 第2回「御知創（ごちそう）会議」

第2回「御知創会議」を下記のとおり開催します。今回は第1部として「バイオ・ベンチャー・ビジネスの可能性」に関する講演、第2部では「ワイヤレス・ユビキタス・ネットワーク」、「未利用低温排熱エネルギー」等々、「旬」の技術をテーマとした活発な会議を予定しています。

2004年3月に行なわれた「第1回御知創会議」は、「制御」、「測定」、「流体」、「画像解析」等をテーマに行われました。本学講師の「講演」と、講師と参加者が積極的に発案・討論する「会議」を通じ、普段接することの少ない「最先端の知」に触れるという内容で盛況のうちに幕を閉じ、そこからいくつかの共同研究が始まっています。

新しいビジネスアイデアをお探しの皆様のご参加をお待ちしております。

日 時	2004年7月2日(金) 13:00~18:30	場 所	明治大学駿河台校舎アカデミーコモン
参 加 費	無料(懇親会参加費は2,000円)	募集定員	60名(先着順)

「第3回御知創会議」は、2005年3月の開催を予定しております。詳細は追ってご案内します。



この会議は、名称が示すとおり、知的財産を創出することを目的としています。本学気鋭の教員が研究の内容をわかりやすく紹介し、企業等との参加者と様々な観点から意見交換をし、そこから浮かんだ「アイデア」をビジネスプランに収載させていきたいと考えています。

## 第2回「研究・技術交流会」の開催（環境、精密機械に関する研究／長野県飯田市）

第2回「研究・技術交流会」を、長野県飯田市にて開催します。今回は環境・精密機械をテーマに文系と理系の教員による研究成果を分かりやすく発表します。本学の特色である総合大学の利点を活かしたセミナーを開き、文理融合を具現化し知財の移転を促進していきます。

前回は愛知県名古屋市において、「食」をテーマに、本学の技術シーズの展示や産業界の方々への技術相談、農学部専任教員によるセミナー等が行なわれました。

これらの交流を通して、新しい研究のヒントが導き出され、今後の共同研究等につながることが期待されています。

日 時	2004年7月27日(火) 14:30~19:00	場 所	飯伊地域地場産業振興センター
参 加 費	無料(懇親会参加費は2,000円)	募集定員	100名(先着順)

(主催) 明治大学社会連携促進知財本部、(財) 飯伊地域地場産業振興センター

(後援) 明治大学校友会長野県支部

「第3回研究・技術交流会」は、新潟県燕三条市にて2004年10月の開催を予定しております。  
詳細は後日ご案内します。

「研究・技術交流会」は、本学の教員の研究内容を全国の企業の方々にわかりやすくご紹介する目的で実施するものです。



このページについての  
お問い合わせ先

明治大学社会連携促進知財本部  
担当：知的財産マネージャー 常泉邦彦 TEL.03-3296-4281

# 刊行物のご紹介

## <企業・自治体等のみなさまへ>



### 明治大学産官学連携推進ガイドブック

学外機関（民間企業・地方自治体等）と、本学との連携活動の手続き等に関する「明治大学産官学連携推進ガイドブック」が完成しました。

今までに技術移転等のご経験がない中小企業等の方々からは、本学の研究成果の利用を希望しても、その手続きや申し込み方法が分からぬとの声が寄せられています。

本ガイドブックでは、本学における委託・共同研究、ライセンス契約等の進め方等について詳しくご案内しております。本学との連携活動をご検討中の皆様は、ぜひご活用ください。



## <教職員・学生のみなさまへ>



### 明治大学教職員のための 産学連携ガイドブック（手続き編）

本学の産学連携活動は、今後ますます増加が予想されます。

現在では、産学連携に携わるすべての教職員にとって、契約や秘密保持をはじめとする知的財産等に関する知識は研究・教育活動と不可分なものとなっています。

「明治大学教職員のための産学連携ガイドブック（手続き編）」は、知的財産についての概要、本学における産学連携の進め方に関するテキストです。

「新しいアイデアが生まれたが特許になるだろうか」、「委託研究を打診されたがどうしたら良いか」など、具体的な疑問に対する手引書として、また、知的財産に関する知識の修得のための基本書として幅広くご活用ください。



○上記2冊についてご希望の方は明治大学社会連携促進知財本部・知的財産センターまでお問い合わせください。

### お 知 ら せ

#### 社会連携促進知財本部本部員の紹介



農学部教授  
長嶋 比呂志  
(知的財産センター副センター長兼務)



政治経済学部助教授  
森下 正  
(知的財産センター副センター長兼務)



理工学部教授  
菊池 雅史



経営学部教授  
鈴木 研一

## Interface

VOL.  
2

[インターフェイス] 2004年6月1日号／明治大学社会連携促進知財本部

【発行・編集】明治大学社会連携促進知財本部

〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1  
TEL:03-3296-4327 FAX:03-3296-4283  
E-mail tla@mics.meiji.ac.jp  
<http://www.meiji.ac.jp//tla/>

編集

後記



不慣れな編集作業で、原稿をご執筆いただいた皆様や周囲の方々に大変ご迷惑をおかけしながらも、第2号を発行することができました。本学の社会連携活動について、広く皆様からご意見をいただければと思います。今後ともよろしくお願いいたします。（K）